



平成 27 年 7 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 鈴木
代表者名 代表取締役社長 鈴木 教義
(コード:6785、東証第一部)
問合せ先 取締役経理部長 倉田 一
(TEL. 026-251-2600)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 10 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。(改定箇所は下線で示しております。)

記

1. 当社および当社子会社 (以下、「当社グループ」という) の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、企業理念、企業行動基準を定めた「鈴木行動憲章・行動基準」および「経営理念手帳」を作成し、それを全役職員に周知徹底させる。
 - ② 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の強化および企業倫理の浸透を図るべく啓蒙教育を実施する。
 - ③ 「内部通報者保護規程」を定めコンプライアンス上疑義のある行為等を発見した場合、社内および社外に速やかに通報・相談できる窓口を設置する。会社は通報・相談内容を厳守するとともに、通報・相談者に対して不利益な扱いを行わない。
 - ④ 内部監査組織として、代表取締役社長の直轄部門とする内部監査室を設置する。内部監査室は、法令の遵守状況および業務活動の効率性などについて、監査役とも連携しつつ当社各部門および企業グループに対し内部監査を実施し、業務改善に向け具体的に助言・勧告を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存および管理を行う。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体の危機発生時の対応とその防止のための体制整備を目的とした「リスク管理規程」「危機管理規程」「緊急事態対応規程」を定め、リスク管理に対する基本的な管理システムを整備する。
- ② 取締役は、自己に委嘱された職務領域について、危機管理体制を構築する権限と責任を有する。
- ③ 組織横断的なリスクおよびリスク管理全体を統括するシステムとして「コンプライアンス委員会」を設置しこれにあたる。
- ④ 各部門の所管業務に付随するリスク管理については、担当取締役とともに、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ⑤ 会社全体あるいは経営の根幹に係わる重要事項については、取締役会での審議を経て、対応を決定する。また、取締役の中から対策責任者を任命し、対応を指揮させるとともに、その状況を適宜取締役会に報告する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 取締役の業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任およびその権限、執行手続の詳細について定め、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ③ 業務の運営に関しては、当社グループ全体の中期予算計画および年度予算計画を立案し、当社グループ全体の目標を設定し、これを当社グループ各社の業務目標に落とし込み、業績管理を行う。また、当社では、月1回開催する取締役および各部門長等で構成される経営会議において、定期的に各部門より業績の分析と改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社の「鈴木行動憲章・行動基準」および「経営理念手帳」を当社グループに周知徹底させ、これを基礎として当社グループ各社が諸規程を制定・改定する。
- ② 業務の運営に関しては、グループ会社の自主性を尊重しつつ、当社に定期的に業務執行の

報告を行い、経営に関する重要事項については、「関係会社管理規程」に基づく当社取締役会への付議または報告を行うこと等によりグループ会社の業務の適正を確保する。

- ③ 内部監査室はグループ会社に対しても内部監査を実施し、その結果をグループ会社の取締役および当社の取締役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下、「補助者」という）を置くものとする。なお、補助者の任命、異動、評価、懲戒等は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該補助者の取締役からの独立性を確保するものとする。補助者は、その要請された業務の遂行に関して、監査役の指示に従い、取締役等の指揮命令を受けない。

7. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役および使用人は監査役に対して、事業運営上の重要事項ならびに重要な業務執行の状況および結果について適宜報告する。
- ② 当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会、経営会議、その他重要な会議の付議事項ならびに決定事項、その他必要な重要事項を、法令および社内規程に基づき監査役に報告する。
- ③ 内部監査室は、独立したコンプライアンス推進直轄組織として、内部統制の観点から、各部門の業務の適法性および妥当性ならびにリスクの存在の有無について監査を実施し、監査結果を監査役に報告する。
- ④ 総務部は、内部通報の状況について、監査役に報告する。
- ⑤ 当社グループは、上記の報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担する。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、当社グループの取締役および使用人の職務の執行状況を把握するため監査役会が定める監査方針および分担に従って、監査に必要な会議等に出席し、当社グループの取締役および使用人からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- ② 監査役は、内部監査室および会計監査人と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保する。

10. 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従った財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価し、必要な是正を行い、適切な報告を行う体制を整備運用する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

反社会的勢力あるいはその関係者・関係団体とは一切の関わりをもたない。それらの反社会的勢力等からの不当な圧力に対しては、地元警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携する等により組織的に対応する体制を構築する。

以上